

・対象建物は建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例が適用されないものに限る

変更事項		軽微な変更（審査を要しない変更）	軽微な変更（審査を要する変更）【有料】	
建築基準法	1	筋交等耐力壁・準耐力壁の位置、数、種類	【位置の変更、追加、削減、耐力壁の種類の変更】 ・筋交等耐力壁の変更が1か所のもの (必要壁量に変更がないものに限る)	左記以外 例：筋交等耐力壁・準耐力壁の変更が2か所以上のもの
		筋交等耐力壁・準耐力壁の必要壁量	【屋根、外壁、太陽光発電、断熱材等の変更】 ・仕様の変更等により必要壁量のみ減少するもの (存在壁量に変更がないものに限る)	左記以外 例：・建物の幅（見つけ面積）が増加するもの ・太陽光発電その他の仕様の変更により必要壁量が増加するもの ・壁量等早見表の条件変更に伴い適用する表が変わるもの ・壁量算定の計算ツールから早見表への変更 (早見表から表計算ツールへの変更を含む)
	2	柱の位置	・耐力壁の取り付けかない柱の位置の変更 ・耐力壁の取り付け柱の位置の変更が1か所のもの	左記以外 例：・耐力壁の取り付け柱の位置の変更が2か所以上のもの ・柱の負担面積により適合性を確認する変更
	3	柱の小径	【柱の小径を小さくする変更】 ・壁量等の基準に対応した早見表による場合 ・表計算ツール2-1、2-2算定式と有効細長比により柱の小径を求める場合 【柱の小径を大きくする変更】	左記以外 例：表計算ツール2-3柱の負担可能面積を求める場合
	4	階高	【階高を低くする変更】 ・変更後の階高が3.2m以下となるもの (柱の柱頭柱脚の金物の変更がないものに限る)	左記以外 例：変更後の階高が3.2mを超えるもの
	5	仕様規定の適用を除外するため行う構造計算	—	以下の構造計算によるもの (基礎) ・令第38条第4項 (木造) ・令第43条第1、2項(柱の小径) ・令第46条第2、3項(構造耐力上必要な軸組) (CB造) ・令第62条の8(補強CBの扉)
建築物省エネ法	省エネ基準の評価方法	—	省エネ適判から仕様基準への変更※	

※当初、住宅性能評価、長期優良住宅認定、長期使用構造の確認により省エネ基準適合を確認している場合、仕様基準への変更は認められていない。(国土交通省Q&A)

・建築基準法に該当する変更事項が複数あっても軽微な変更届（審査を要する変更）の手料金は5,000円(1件当たり)

・建築基準法と建築物省エネ法の双方に該当する変更事項がある場合は、各々で届出を行う。